「Komagatael/a pastoris 132 株を利用して生産されたフィターゼ」に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年1月20日~令和3年2月18日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1件
- 4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報**

たかが「家畜飼料のリンの利用率の向上」 のためにわざわざ遺伝子組換え品を使う こと自体が疑問です。

見かけの効率を最優先するような畜産では、ますます、人工物(添加物、遺伝子組み換え飼料、抗生物質や殺菌剤等)に頼ることになり、そういうものにまみれた畜産物をヒトが食することになります。

わずか数十年程度の知見に限られている 遺伝子組換え品については、中期的な影響 はまだまだ判断できないはずです。遺伝子 組み換え品は動物や人に限らず、使用を禁 止すべきです。

食品安全委員会の回答

食品安全委員会は、国民の健康の保護 が最も重要であるという基本的認識の 下、規制や指導等のリスク管理を行う関 係行政機関から独立して、科学的知見に 基づき客観的かつ中立公正に食品に含 まれる可能性のある危害要因が人の健 康に与える影響について食品健康影響 評価を行っています。

食品安全委員会はその時点において 到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に食品健康 影響評価を行っています(食品安全基本 法第11条第3項)。

本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」(平成16年5月6日食品安全委員会決定)」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断しました。

なお、遺伝子組換え食品等の使用に関

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。